

三重とわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とわか国体鳥羽市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 委員会の名称及び常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(委員長)

第3条 委員会には委員長を置き、委員間の互選によってこれを定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する、

2 会議の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。

3 第3条から第4条まで、並びに第5条第1項、第2項及び第5項の規定は、部会について準用する。ただし、この場合において、これら条文中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものと

する。

4 部会委員の任期は、本会の目的が達成された時までとする。

(委任)

第7条 この規程による定めるもののほか、委員会及び部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。